

平成 19 年度
伊勢崎市教育委員会事業
点検評価報告書

伊勢崎市教育委員会

平成19年度伊勢崎市教育委員会事業点検評価報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条

第1項の規定により、教育委員会事業の管理及び執行の状況について点検及び評価し、
その結果に関する報告書を作成したので、次のとおり提出します。

平成21年2月

伊勢崎市教育委員会

目 次

Iはじめに	1
II教育行政方針の概要	2
III点検評価	
1学校教育の充実	4
2心豊かな地域社会の形成	8
3生涯学習の充実	12
4文化の振興と発信	16
5健康・安全教育と食育の充実	20
6奉仕活動の充実	26
7施設・設備の充実	28
IVおわりに	31

I はじめに

教育委員会制度は、各委員の合議により教育行政に関する基本方針を毎年度決定し、その方針に従い教育長及び事務局が具体的な教育行政事務を行うものです。

したがって、本市教育委員会も、毎年、教育行政方針を決定し、その方針に従い教育行政を推進しております。この教育行政方針の作成にあたっては、当該年度の事業の進捗状況、成果などを点検評価し、翌年度の教育行政方針に反映させてまいりました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成20年4月から、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する旨が示されました。

本市教育委員会は、法の趣旨を踏まえ、市民の皆様に教育行政についてのご理解を深めていただくと共に更なるご指導ご助言をいただくため、平成19年度に策定した教育行政方針に掲げた「活動づくりの7施策」に則り総合的に点検評価いたしました。

なお、この7施策とは、学校教育の充実、心豊かな地域社会の形成、生涯学習の充実、文化の振興と発信、健康・安全教育と食育の充実、奉仕活動の充実、施設・設備の充実です。

II 教育行政方針の概要

基本理念

伊勢崎市教育委員会は、人権尊重の精神を基本に、家庭・地域社会への所属感をはぐくみ、郷土を愛する心と国際協調の精神を養い、自ら学び心豊かでたくましい『生きる力』にあふれ、くらしと文化を創造し享受する自立した人づくりを目指して教育行政を進めます。

このために、社会の動向と本市教育の伝統を踏まえ、生涯学習の視点に立った主体的な学習を促し、人間として調和のとれた、創造的で個性を生かした教育の振興を図ります。

基本方針

伊勢崎市教育委員会は、複雑化・多様化する社会の変化がもたらす各種教育課題に適切に対応するため、基本理念の具現化を目指し、諸施策の推進に努めます。

このために、市民参加の学習活動が展開できるよう、家庭、地域社会、学校、関係機関の連携を深め、生涯の各時期に対応した学習の機会の確保、教育条件の整備と学習環境づくりを推進し、「伊勢崎は大人と子どもが学ぶ街」の実現に努めます。

そこで、心の教育を充実し感性豊かで実践力のある市民の育成に努めるとともに、ゆとりある文化的な生活を実現するため、わたしたち一人ひとりが三つの行動目標「文化を楽しむ（楽しみを見つける）・スポーツに親しむ（体を動かす）・奉仕を喜ぶ（社会に役立つ）」を掲げ、その実現を目指して四つの「活動づくり」に取り組みます。

「伊勢崎は大人と子どもが学ぶ街」



三つの行動目標

- | | | |
|------------------------|-----------------------|---------------------|
| 1 文化を楽しむ
(楽しみを見つける) | 2 スポーツに親しむ
(体を動かす) | 3 奉仕を喜ぶ
(社会に役立つ) |
|------------------------|-----------------------|---------------------|



四つの活動づくり

- | | |
|---------|---------|
| 1 学びづくり | 2 仲間づくり |
| 3 生活づくり | 4 安全づくり |

活動づくりの7施策

ふれあうことで心が伝わり！

語りあうことで安心が生まれ！

学びあうことで新しい創造がある！

1 学校教育の充実

未来を担う子どもたちのために、本市の学校教育の柱である「伊勢崎市2007教育構想」をもとに、信頼される学校づくりを推進し、学校、子ども、家庭が協働して取り組む学力向上対策（「学力パワーアッププラン」）や、小学校からの英語活動等を導入した総合的な学習の時間（「ひまわりプラン」）を充実させ学力の向上を図ります。

市立高校では、一人一人の進路に応じた教育を充実させます。

2 心豊かな地域社会の形成

学校・家庭・地域が協働して子どもの心を育てる取組（「愛」燃々プラン）を始めとして、子どもの体験活動の充実（「生活学校プラン」）と心のケア、外国籍児童生徒の支援、幼稚園での子育て支援などに取り組みます。

地域における望ましい人間関係の形成を目指し、子どもの健全育成を支援するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図り住みよいまちづくりにも努めます。

3 生涯学習の充実

市民の多様な学習意欲に応え、生涯学習関連事業や公民館各種講座などの学習機会の充実を図るとともに、生涯学習推進体制の整備を図り市民の生きがいづくりに努めます。

また、市民生活に必要な資料の収集に努め、情報と資料の提供を迅速に行うとともに、乳幼児、障害者、高齢者、外国籍の人たちにも配慮した読書普及と生涯学習を支援します。

4 文化の振興と発信

先人が残した歴史遺産の調査活動を推進し、指定文化財の保護管理を充実させながら、各種講座や展示活動を通じて、文化財の情報発信を積極的に展開するとともに、市民の自発的学习に役立つ市民教養講座や文化活動促進講座の開催、公民館合同作品展などにより、地域文化の創造と振興に努めます。

5 健康・安全教育と食育の充実

生涯を通じて、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎づくりとして、健全でたくましい心身を育てる健康教育、安全に生活するための基本的な知識や判断力等を育てる安全教育を推進します。なお、栄養の知識や正しい食事のあり方について学ぶ食育を充実するとともに、児童生徒の体力向上に取り組みます。

また、市民の健康づくりを目的に公民館におけるスポーツ・健康講座を開催します。

6 奉仕活動の充実

地域の人々が学校支援ボランティアとして教育活動に協力したり、子どもが図書館ボランティアとして活躍したりするなど、市民の自主的な奉仕活動の機会を提供します。公民館等ではボランティア講座を開催し、小・中学校及び市立高校では児童生徒の奉仕体験学習を実施します。

7 施設・設備の充実

自ら学び、心豊かでたくましい「生きる力」をはぐくむ学校教育や生涯学習の推進のために、老朽化施設の改善、バリアフリー化や地域と連携した防犯・安全対策など、安心・安全な施設整備の充実に努めます。耐震補強対策や地域防災拠点として必要な施設整備も図ります。

III 点検評価

1 学校教育の充実

(1) 平成19年度の重点施策

未来を担う子どもたちのために、本市の学校教育の柱である「伊勢崎市2007教育構想」をもとに、次の3つの方針で学力の向上等を図り信頼される学校・園づくりを推進することを重点施策としました。

① 「伊勢崎市2007教育構想」を柱とした創意工夫のある教育の実現

各学校は、教育構想をもとに「選択と集中」、「具体と行動」、「継続と徹底」の3つの視点から教育活動に取り組み、創意工夫のある教育を推進すること。

② 子どもの汗、家庭・地域の汗、学校の汗を一つにした教育活動の推進

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを「教え」、「鍛え」、「しつけ」ます。この教育活動により、子ども、家庭・地域、学校それぞれの汗が相乗効果となって、子どもたちの「確かな学力」と「豊かな心」を育成すること。

③ 教育成果を検証し教育内容の充実を図るシステムづくり

全ての学校で学校評価を実施するなど、学校の教育成果をデータや子どもの姿で明確にします。また、「発見」、「発信」、「発動」をキーワードに、子どもや学校のよさを発見し、家庭・地域に情報発信するとともに、効果のある教育活動に積極的に取り組み、本市の教育内容の充実を図ること。

これらの方針で、「伊勢崎市2007教育構想」のプランをもとにした重点施策に以下のように取り組むこととしました。

「学力パワーアッププラン」(少人数指導の充実や一週間に130分の学習時間の増加)や、「ひまわりプラン」(小学校から英語活動等を導入)により、確かな学力の向上を図り、「愛」燐々プラン」(学校・家庭・地域が協働した子どもの基本的な生活習慣・学習習慣等の育成)や、「生活学校プラン」(子どもの発達段階に応じた体験活動により自然を大切にする心、働く意義、やさしさ等を育成)により、豊かな心の育成を図りました。

また、市立高校では、一人一人の進路に応じた教育を充実させることを重点施策に掲げました。

(2) 平成19年度重点事業の点検評価

ア 「確かな学力」向上対策の推進

(ア) 学力パワーアッププラン

「2007教育構想」の5つの教育プランの一つとして、「学力パワーアッププラン」を推進しました。本プランでは、本市で目指す子ども像である『生きる力』を身に付け、実践する、自立した子ども」の具現化のため、少人数指導や学習時間の増加等により基礎・基本を身に付け、自ら学び、自ら考える子どもの育成に重点を置き、子ど

もと学校と家庭が力を合わせて、子どもの「確かな学力」の向上を目指しました。

平成19年度は、主に次の活動の充実を図りました。

① 少人数指導の充実

マイタウンティーチャー等を有効活用することで、少人数指導の内容や指導方法を工夫したり、補充的な学習や発展的な学習の改善を図ったりするなど、個に応じたきめ細かな指導を充実させることにより、一人一人の基礎学力の定着を図ることができました。

なお、グラフは少人数指導（学習集団を29人以下とする指導）の実施割合の推移を表しています。このように小学校3～6年生の国語・算数、中学校の数学と英語において、少人数指導が充実しました。

② 学習時間の増加

「パワーアップタイム130」を鍛える時間として一週間の時間割表に位置付け、学習時間の増加を図りました。この週に130分の学習時間を授業時間に

加えると学習指導要領で示された年間標準時間数より、小学校は、約101時間、中学校は91時間の増加となり、全ての小中学校の学習時間が、大幅に増加することができました。

「パワーアップタイム130」は、朝学習や昼学習など授業時間以外の特設した学習時間として、1週間に130分間以上設定（表1）することにより、子どもたち一人一人の学習状況に応じて勉強する時間となります。この時間では、伊勢崎式学力向上学習プリントを活用したドリル学習や各自の学習状況に即した補充的学習等を行いました。その結果、漢字や計算、英単語など基礎的基本的な事項を確実に身に付けさせることができました。

さらに、「パワーアップタイム130」で、

毎日、決まった時刻・時間に学習させることを通して、子どもたちの学習習慣や進んで学ぶ姿勢を身に付けることができました。

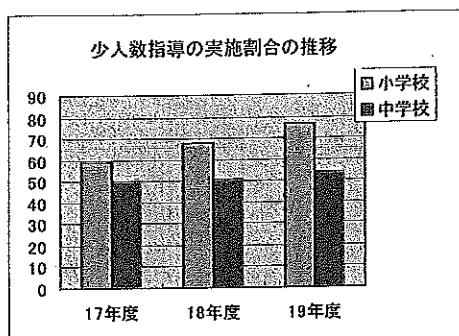


表1 <パワーアップタイム130の設定例>

	月	火	水	木	金			
8:15～	朝の会							
8:25～	集会	パワーアップタイム（15分）						
8:45～	1校時							
9:35～	2校時							
10:20～	20分休み							
10:40～	3校時							
11:30～	4校時							
12:15～	給食・清掃・昼休み							
13:40～	パワーアップタイム（15分）							
14:00～	5校時							
14:50～	帰りの会	6校時		帰りの会				
15:40～	帰りの会							

学習時間 15分×4日+15分×5日=135分

(イ) 総合学習ひまわりプラン

英語活動、言語活動、問題解決的活動の3つの教育活動に取り組む、伊勢崎市独自の「総合学習ひまわりプラン」を全小中学校で展開し、「総合的な学習の時間」を充実させました。

特に「英語活動」については、全ての小中学校で小学校3年生から中学校3年生まで、年間35時間以上行いました。小学校1、2年

生においても、英語に触れる時間を各校ごとに工夫し、年間10時間程度行い英語に親しませるようにし、小学校1年から中学校3年生までの一貫した英語教育を推進することができました。

また、全ての小学校に週1回程度外国語指導助手（写真1）を派遣し、担任と一緒に授業を行うことで、英語で話すこと、聞くことの充実を図られ、絵本やCDなど教材（写真2）を配布することで多様な授業展開になる、英語に親しみ楽しく学べるようにしました。

さらに、全ての中学校に英語活動支援助手を配置し、コミュニケーション活動に重点をおいた授業を展開しました。授業以外でも、

外国語指導助手や英語活動支援助手を活用し英語サロンを開いたり、英語検定対策を実施したりするなど、各学校で特色ある取り組みが行われ、本市の英語力が顕著に向上了しました。

イ 市立伊勢崎高校の充実

(ア) 生徒一人ひとりの進路の実現を可能にする教育課程の充実

従来の6コース制を改め、文系・理系・スポーツの3コース制とし、大学、専門学校及び就職等、生徒一人一人が柔軟に進路希望に応じた教科・科目を選択できるよう教育課程を編成しました。その結果、生徒の進路希望が専門学校から大学進学へと変化してきました。

(イ) 数学・英語における少人数指導や国際交流事業の充実

生徒に達成感を持たせ、より高い目標に向かって学習させるために、1年次の数学と英語で少人数習熟度別学習を導入しています。アンケート結果では、生徒の9割以上が満足し、成績不振者も減少しました。また、国際交流では、5月1日に中国馬鞍山市政府及び第二中学校の職員生徒23名が来校し、11月12日～16日にかけて生徒8名が馬鞍山第二中学校を訪問しました。

(ウ) 地域社会への貢献（パソコン講座、公開講演会）



写真1 小学校でのALTによる授業の様子



写真2 小学校で使用している教材

市民公開講座として、11月17日・18日にカレンダー作成を内容としたパソコン教室を開催しました。36人の市民参加があり、学校として地域社会への貢献が達成できました。生徒のアシスタントとしての参加も好評でした。

また、1月25日には群馬大学教授山西哲郎先生を講師として「ラン学事始め」と題した講演会を開催しました。

(エ) 中等教育学校への改編準備（平成21年度開校予定）

校内の学校改革委員会を中心として、伊勢崎市教育委員会教育プラン推進担当課と連携を図りながら、平成21年度開校に向けて準備を行いました。校舎建築について、県外視察や設計業者との会議参加等、全職員が一体となって取り組みました。

(3) 今後の課題と取り組み

教育基本法や学校教育法等の改正を受け、新しい学習指導要領の改訂が平成20年3月に告示されました。現代社会は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤となる「知識基盤社会」と言われ、学校教育においては、学力を基盤とした「生きる力」を育むことが一層重要になってきたことが、それら諸法令の改訂の背景にあります。そこで、これからはその趣旨を踏まえた具体的な教育施策を新たに構築していかなければなりません。

また、平成19年6月に施行された学校教育法により、学校評価が義務付けられました。その目的は、学校評価を通して組織的・継続的に学校の教育活動等の改善を図るとともに、その評価結果を保護者や地域に公表することにより、保護者や地域との連携協力による学校づくりを進め、一定水準の教育の保証や向上を図ることにあります。

今後は、改正諸法令を踏まえ、さらに充実した本市独自の教育構想を策定とともに、子どもの汗、学校の汗、家庭・地域の汗を一つにした教育活動を一層推進し、子どもに確かな学力等を培っていきます。また、学校の運営や教育活動等に保護者や地域の声を反映できるよう、学校評価を充実させ、保護者や地域から信頼され開かれた学校づくりを進めています。

2 心豊かな地域社会の形成

(1) 平成19年度の重点施策

学校・家庭・地域が協働して子どもの心を育てる取り組み（「『愛』燐々プラン」）を始めとして、子どもの体験活動の充実（「生活学校プラン」）と心のケア、外国籍児童生徒の支援、幼稚園での子育て支援などに取り組むことを重点施策としました。また、地域における望ましい人間関係の形成を目指し、子どもの健全育成を支援するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図り住みよいまちづくりに努めることも重点施策に掲げました。

(2) 平成19年度重点事業の点検評価

ア 児童生徒の豊かな心の育成

(ア) 子どもの心を育てる協働活動推進事業（「愛」燐々プラン）

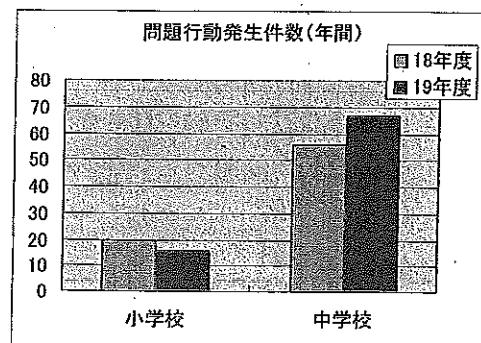
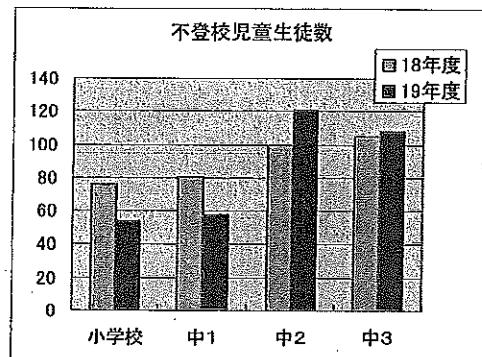
子どもの心を育てる協働活動推進事業は、「子どもを育てる『愛』燐々プラン」として、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、関わり合い、理解し合い、支え合い、協働し、愛情と責任をもって育てる目的に、次の活動に取り組みました。

じっくり話そう会議として、日常生活の中で子ども同士や子どもと教師などが、じっくり話す機会をつくりコミュニケーションを図ったり、学級懇談会等を工夫し学校と保護者が共通理解を図ったりする場を積極的につくりました。

子どもとのきずなづくりとしては、不登校（年間30日以上の欠席）の児童生徒を30%少なくすることを目指し、学級担任や相談員等による教育相談活動を充実させるとともに、中一ギャップ解消のため中学校区内の生徒指導主任による協議を行うなどの小中連携をこれまで以上に深めました。

また、学校、家庭、地域が連携し、「きまりを守り、正義を貫く」「笑顔でいさつ」「早寝・早起き・朝ごはん」「ストップザTV作戦」などに取り組み、基本的な生活習慣や規範意識、公共心の育成を図りました。

これらの取り組みにより小学校では不登校児童が29%少なくなりました。中学校全体では減少はできませんでしたが、中学1年生では28%減らすことができました。（グラフ参照）また、万引きなどの問題行動の発生件数（グラフ参照）も小学校で20%減少しました。



(イ) 豊かな体験活動推進事業（生活学校プラン）

「豊かな体験活動推進事業」は、「生活学校プラン」として、発達段階に応じた体験活動を行う場を生活学校ととらえ、児童・生徒が体験の場と人との関わりを広げながら、「豊かな心」を育めるよう取り組みました。発達段階に応じて、子供たちに、ふれ合い体験、自然体験、社会体験に主体的に取り組ませ、心身の発達を促し、仲間との協力の大切さに気付かせていました。また、地域の人たちとの関わりを通して、自分の将来の夢や希望を心に育ませながら、「生きる力」を身に付けさせました。

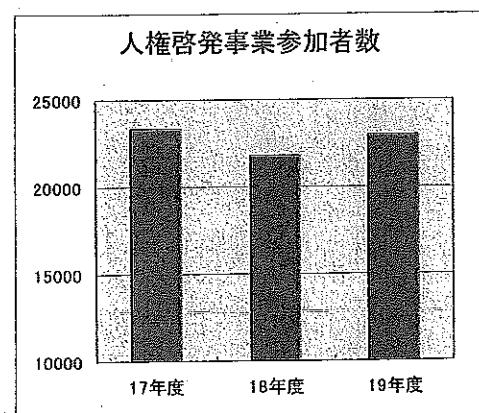
平成19年度の参加者の総数（地域の方々含む）は、93,529人で、平成18年度の79,988人を13,541人上回りました。体験別の内訳を見ると、幼稚園の「ふたばすくすくプラン」では、「子育てふれ合いタイム」として未就園児を対象とした「ふれ合い広場」や「保育室」の開放、「ジョイフルタイム」として老人クラブや中学生・高校生との交流等を行い、延べ22,913人が参加しました。小学校低・中学年の「どきどき地域発見活動」では、学校の周辺に出かけ、延べ36,678人の児童が身近な自然や地域の文化財にふれる体験をしました。小学校高学年の「わくわく自然体験活動」では、延べ7,038人の児童がチャレンジスクールや臨海学校等の集団宿泊体験を各少年自然の家や寺泊の臨海学校等で、登山や天体観測、海水浴等様々な体験活動を行いました。中学校では「はつらつ社会体験活動」として2年生の職場体験を中心に、延べ8,034人の生徒が東京や川越の校外学習や高原学校等の体験活動を行いました。さらに「地域社会奉仕活動」では、中学校区ごとに地域の環境美化活動に取り組み、延べ18,866人が参加しました。

以上のように、発達段階に応じた体験活動をほぼ全ての学年で実施し、豊かな心の育成を図りました。

イ 人権教育・啓発の推進

○人権教育啓発事業

人権問題の早期解決を目指すため市民を対象にした啓発事業として、人権のまちづくり講演会、人権について考える集いの開催や、ビデオ視聴と意見交換を行う地区別人権学習会を5地区で実施しました。また、人権週間における人権学習として、小中学校、特別支援学校の児童生徒から人権標語と人権ポスターの募集を行い、入選作品を中心とした人権カレンダーを作成し、市内の全児童生徒に配布しました。市内に6箇所ある集会所では、人権問題ビデオ学習会や各種交流教室等を開催し、さらに、家庭教育人権教育推進委託事業として、幼稚園、小中学校、特別支援学校のPTA会員を対象に「家庭における人権教育」を実施しました。



これら事業の総参加者数は、平成17年度から毎年2万人を超え、平成19年度は22,904人でした（前頁グラフ参照）。様々な年代に合わせ学習機会を積極的に提供するよう心がけていますので、市民の人権問題に対する理解認識は深まつたものと思います。

ウ 子どもの健全育成・家庭教育の充実及び地域づくりへの支援

青少年教育の推進を図るため、主な事業として「子どもわくわく事業」や「少年の主張大会」を開催しました。

「子どもわくわく事業」は、自然の中で音楽に親しむ機会としての里山コンサートやその会場整備のための自然保護活動に親子が150名参加しました。

「少年の主張大会」は、中学生が日頃感じていることの発表を通して社会の一員として自覚を高めるためことを目的に、各中学校で学級・学年ごとに取組み、全生徒が参加しています。校内予選を経た学校代表11名が熱心に中学生らしい主張を発表する「市大会」は、日頃子どもたちの主張を聞く機会の少ない人たちに大きな感動を与え好評を得ています。平成19年度は、大人と子どもを合わせて400人の参加を得ることが出来ました。

また、伊勢崎市青少年育成センターは、青少年の健全育成を図るために研修等を行う宿泊施設としての特色を生かし、子ども会育成会や市内青少年団体の研修活動を行い、平成19年度は21,616人が利用しました。また、各種主催事業を通して子どもたちの体験の場の確保と、青少年指導者やボランティアの養成にも努めました。

家庭教育振興事業としては、就学時検診等の機会を活用した子育て講座、思春期を持つ親を対象とした家庭教育講演会などを開催し、計4,919人が参加し、家庭教育の充実を図りました。

さら、各地区で行われている地区納涼祭や運動会、文化祭等の開催にあたり、地区役員と連携を図り支援していくことで、豊かな地域づくりに貢献しました。

（3）今後の課題と取り組み

子どもたちは、少子化や家庭・地域社会の変化、テレビ・パソコン・携帯電話等の普及により、直接物や自然に触れたり、地域の大人や友達と関わったりするなどの体験が少なくなっています。子どもたちに自然や生命の大切さ、他人を思いやる心などの豊かな心を育んだり、基本的な生活習慣の確立や人間として持つべき最低限の規範意識を身に付けさせたりすることは、これから社会をたくましく豊かに生き抜く上で大変重要なことであると考え、「愛」燐々プランや生活学校プランを推進してきました。

そこで、学校教育においては、今後も子どもたちに豊かな心をより効果的に育むために幼稚園、小学校、中学校が連携を図り、発達段階に応じた体験活動を教育課程に明確に位置づけていきます。また、体験を通してわかったことや感動したことなどを子どもたちの心に内面化するよう、道徳の授業との関連を図っていきます。さらに、基本的な生活習慣や規範意識については、「愛」燐々プランで引き続き実施していくとともに、「早

寝・早起き・朝ご飯」運動や携帯電話の使い方等、学校、家庭、地域が一体となった教育活動をこれまで以上に充実させていきたいと考えます。

人権教育啓発事業については、地域の関係団体と連携を図りながら推進をしていますが、参加者の固定化が見られることから、その内容、方法等を見直し、様々な機会を捉えて推進していくことが必要です。具体的な取り組みとして、人権啓発ビデオを活用した夏休み親子アニメシアターを6集会所で実施します。また、公民館で行われる各種学級講座の中にも人権啓発事業を取り入れ、より身近な人権啓発事業を展開します。

都市化や核家族化で弱まった家庭の教育力を高めていくことが必要なことから、文部科学省の「地域における家庭教育支援基盤形成事業」を受託し、モデル地区として地域での家庭教育の推進に特に力を入れている境小学校区を指定し、元教員や子育て支援ボランティア等で構成した「家庭教育支援チーム」を立ち上げ、地域の区長会や民生児童委員会、PTA等の既存の団体や市レベルの家庭教育の推進を検討している伊勢崎市家庭教育推進協議会などと連携を図り、声掛け運動の展開、子育てサポートリーダーの養成事業等を推進し、当該地域の子どもの健全育成や家庭の教育力の充実を図るとともに、その成果を市内全域に波及させたいと思います。

3 生涯学習の充実

(1) 平成19年度の重点施策

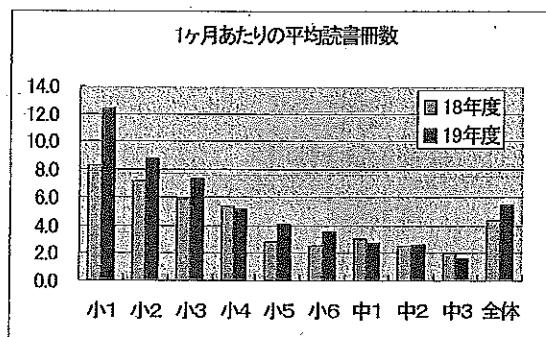
市民の多様な学習意欲に応え、生涯学習関連事業や公民館での各種講座など学習機会の充実を図るとともに、生涯学習支援体制の整備を図り市民の生きがいづくりに努めることを重点施策としました。図書館では、市民生活に必要な資料の収集に努め、情報と資料提供を迅速に行うとともに、乳幼児、障害者、高齢者、外国籍の人たちにも配慮した読書普及と生涯学習を支援することも重点施策としました。

(2) 平成19年度重点事業の点検評価

ア 生涯学習機会の充実

(ア) 読書の街いせさき計画の推進

伊勢崎市は「大人と子どもが学ぶ街」を目標に平成18年度から推進している読書の街いせさき計画は、家庭、地域、学校に読書活動を普及させ文化的な街づくりを促進することを目指し、本年度は主に次の活動を実施しました。



- ① 市内読み聞かせグループのネットワークの拡大や読み聞かせボランティア養成講座を通して交流を進めた「読書わいわい活動」
- ② 学校での読書タイムの推進や図書室内に調べ学習コーナーを設置するなど読書活動の提供や機会づくりを目指した「読書のびのび活動」
- ③ 絵本原画展、絵本作家の講演会、読み聞かせグループの活動発表会を兼ねた子ども読書まつりなど、読書に関するイベントを通して読書に親しむ生活の普及を勧める「読書ゆったり活動」

その結果、図書館での貸し出し数は、各年代とも増加しており（P11グラフ「市立図書館年代別貸出数」参照）、また、子ども達の読書量は、平成18年度月平均4.4冊が19年度は5.5冊（グラフ参照）に増加しています。平成19年度には、文部科学省より全国10ヶ所の読書の街モデル地区の指定を受け、家庭、地域、学校で読書に接する機会を増やすための事業を推進しました。

(イ) 生涯学習活動の推進

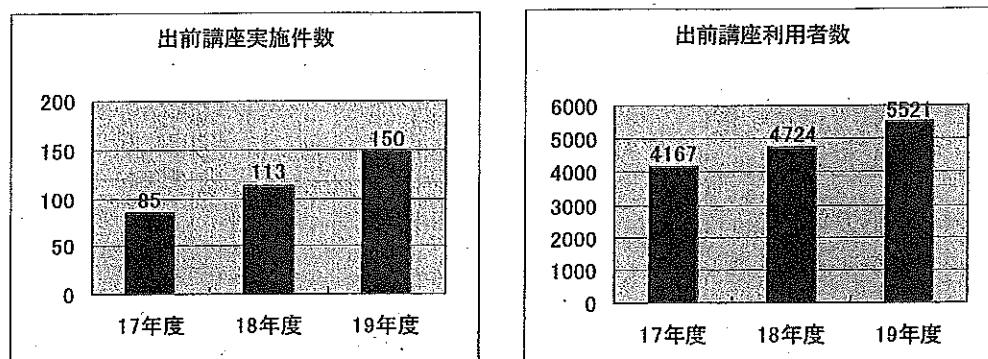
市民からの多様な学習意欲に応えるための生涯学習関連事業の実施、生涯学習の拠点となる公民館での学習機会の拡充などに努めました。

合併後、生涯学習推進員は、各行政区ごとに1人 170人が配置され、地域住民のニーズや実態に応じた生涯学習活動を進めるため、行政役員と連携を図り、地域の学びのボランティアとして住民の生涯学習の成果発表としての作品展や発表会の開催、出前講座を活用した学習会の実施を通して地域の学びを支援することなどで、住民の生きが

いや地域づくりの一翼を担っています。平成19年度の具体的な活動として、作品展・発表会を57行政区で実施し、50の行政区で生涯学習研修会としての社会見学会を開催しており、区民の身近な生涯学習の取り組みに大きな役割を果たしています。また、地域の生涯学習活動の推進を目指すため地区生涯学習推進員連絡協議会を結成し、生涯学習活動を身近に伝える生涯学習だより等の発行や情報交換会を随時開催しました。

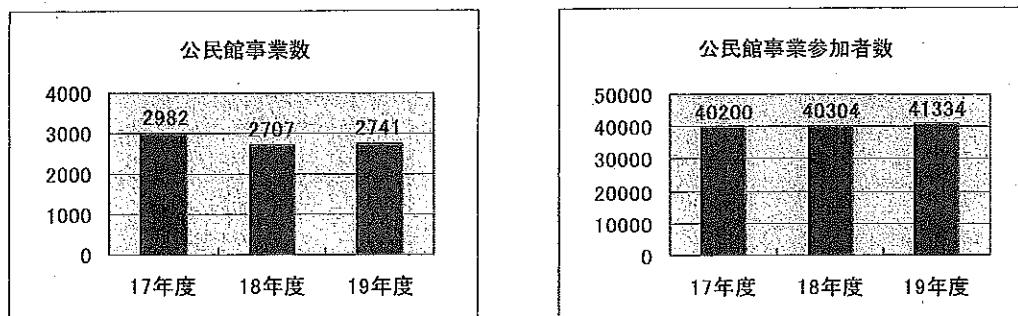
市民の学習機会の提供の場として一行政区一講座の開設を目標に出前講座の活用を推進し、年々利用件数も増えています。平成19年度は150件の申し込みがあり、5,521人が受講しました（グラフ参照）。

市民が自己の生活を充実させ生きがいのある生活が送れるよう支援するとともに、地域の生涯学習の推進を図ることを目的に実施した生涯学習大会は、従来の基調講演会だけでなく、地域に伝わる民話を題材にした紙芝居の実演、市民から募集した「心に残る本」や「大人の絵本」の展示やステージを使っての見て楽しむ古典の紹介など、「読書の街いせさき」の啓発も取り入れることで、例年以上に幅広い年代からの参加を見ることができました。



(ウ) 公民館事業(各種学級、講座の拡充)

公民館は地域の生涯学習の拠点施設として、時代の変化や住民の要望を的確に捉え、高齢者学級、子どもクラブなどそれぞれの年代に合わせた事業、環境学習、IT講習会、ボランティア養成講座などを開催しています。平成19年度の主催事業としての学級講座は、各公民館の創意工夫のもとに実施され、15公民館で2,741事業、41,34人の参加がありました（グラフ参照）。



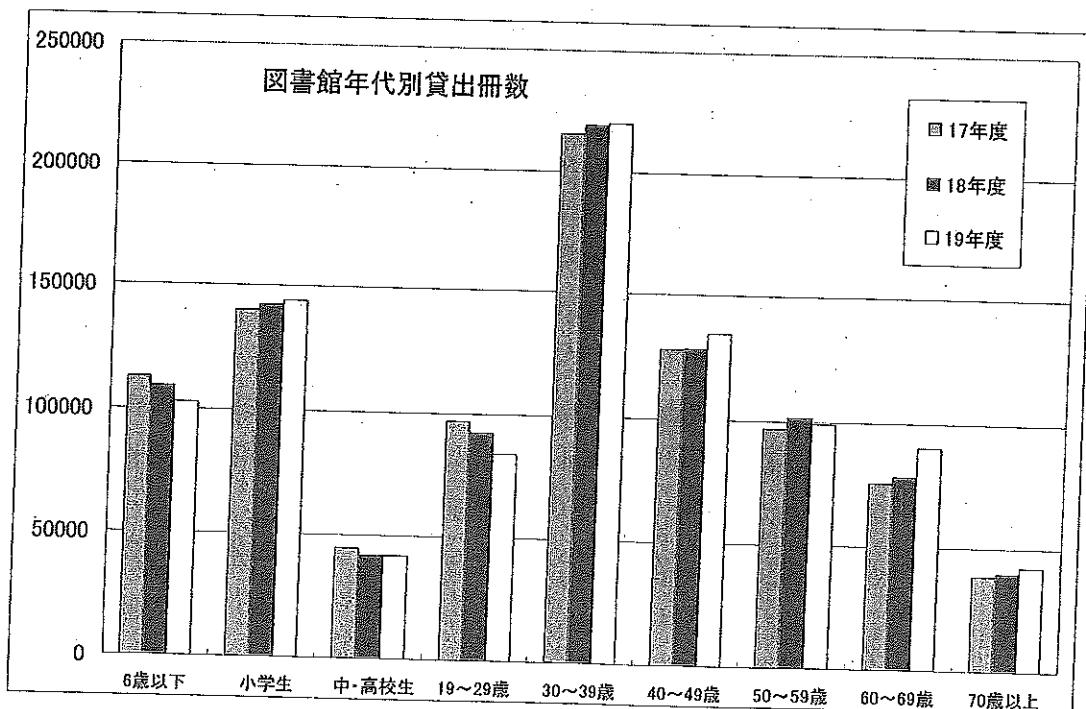
また、読書の街いせさき推進計画のより具体的な取り組みとして、地域の読み聞かせグループと連携を図り、10ヶ月健診時の乳児を対象に絵本の読み聞かせをする「親子でぴょんぴょん」事業を実施しました。

併せて、地域の各種行政団体、青少年育成関係団体、社会体育関係団体と連携を図り、地域における納涼祭や文化祭、運動会等の支援を通して、地域住民の交流を促し、地域づくりやふるさとづくりの推進にも大きな役割を果たしています。

イ 図書館事業「図書館サービスの推進」

図書館は、市民の芸術文化の高揚と生涯学習を支援する情報の発信基地として、様々な奉仕活動に努めました。市民読書を推進するために、読書サークルと連携して文学講座の開催、読書サークルの交流及び読書に親しむ機会づくりを行いました。読み聞かせボランティアグループなどには、図書館子ども会等で発表の場を提供するとともに、情報交換会を実施し、読み聞かせ技術の向上や交流を図りました。

また、より多くの市民に読書を体験していただくために、視覚障害者には朗読ボランティアによる朗読テープなどを、また高齢者にはCDや大型活字本の宅配事業などを行いました。さらに、図書館ホームページの利便性の向上を図るために図書情報を充実させました。また、郷土資料及び外国語図書をより充実させるとともに、ホームページ上の図書検索を改善しました。



(3) 今後の課題と取り組み

時代の変化により、市民の学習ニーズが高度化・多様化するなかで、自主的な学習活動の促進、学習成果の活用を希望する市民への支援や、団塊の世代の社会参加を促すための方策などが求められています。このため今後は、地域の学びのボランティアとして活動している生

生涯学習推進員と連携を図り、いつでも、どこでも、だれもが、なんでも、教え学びあう「生涯学習支援ボランティアまなびい先生事業」を推進し、生涯学習活動の場を確保いたします。

また、公民館に対し地域住民は、生涯学習の拠点としての役割はもとより、子育て支援や子どもたちの居場所、地域文化の継承の場としての役割も期待しています。これらに応えるために、公民館は、地域の関係団体と積極的な連携を図り、地域の中で、団塊の世代が培ってきた知識や技術を活用していくことで、新たなリーダーの養成やボランティア育成、及び地域における人間関係の再生や世代間の交流を図り、公民館活動を核とした地域づくり、まちづくりを推進していきます。

さらに、読書の街いせさきを推進するために、学校では読書タイムの充実や学校図書館での調べ学習コーナーの活用を推進し、公民館では読書に関する講座の開催や読み聞かせボランティアの拡大を図る事業等を開催し、市民読書をサポートする活動を展開します。併せて家庭で読書に親しむ習慣をつける活動として親子20分間読書を支援することで、教育行政方針に掲げた「伊勢崎は大人と子どもが学ぶ街」のいっそう確実な実現に向けて努力します。

図書館では、読書を地域に広めるために、学校と連携するとともに、各方面で活動している読書に関する市民グループなどとも連携を図り、機会あるごとに読書の楽しさを体験してもらえる場を提供するなど、より多くの市民が読書に親しむ環境づくりに努め、読書の力で、ゆとりある文化的な人づくり、街づくりを目指します。具体的には、読書会や講演会、文学講座等の開催、学校と連携しながら「調べ学習」支援などを引き続き行います。読書のきっかけづくり促進のためにインターネットを活用した図書予約も充実させ、郷土資料の収集にも努めます。また、外国籍市民が増えていることから、子どもたちにも自国や他国の文化を理解できるように外国語図書等の充実も図ります。

4 文化の振興と発信

(1) 平成19年度の重点施策

先人が残した歴史遺産の調査活動を推進し、指定文化財の保護管理を充実させながら、各種講座や展示活動を通じて、文化財の情報発信を積極的に展開することを重点施策としました。

また、市民の自発的学習に役立つ市民教養講座や文化活動促進講座の開催、公民館合同作品展などにより、地域文化の創造と振興に努めることも掲げました。

(2) 平成19年度重点事業の点検評価

ア 文化の伝承と文化財保護意識の高揚

地域にある文化財の調査を推進するとともに、指定文化財保存の充実に努め、各種文化講座の開催と赤堀歴史民俗資料館の企画展示など、文化財の活用を積極的に推進し、市民の文化財保護意識の高揚を図ることに努めました。

(ア)文化財の調査

三軒屋遺跡の国指定史跡化を推進するとともに、埋蔵文化財発掘調査の充実、開発事業と文化財保護の調整、境島村地区の養蚕農家群調査の推進などを主な柱として、文化の伝承と文化財保護意識の高揚を目指に、事業を行いました。

三軒屋遺跡は八角形倉庫跡が発見され、古代佐位郡衙正倉跡であることが確認されました。これは文献史料の記述と発掘調査成果とが一致したもので、このような例は全国的にも極めて稀です。また、正倉域範囲確認を目的とした発掘調査を実施し、南辺を確認し、西辺については手がかりをつかむことができ、国指定史跡に向けた一歩を踏み出しました。三軒屋遺跡は当地域の歴史を考える上で、極めて重要な意味を持つ遺跡であることが明らかになりました。

埋蔵文化財分布調査が未実施であった赤堀地区の調査を、国庫補助金を得て平成18年度に続き実施しました。

市内における各種開発事業については、埋蔵文化財分布調査結果に基いて文化財保護の立場から関係部局と調整を行いながら、埋蔵文化財の適切な保存を目的とした発掘調査を行いました。

境島村地区の養蚕農家群については、重要伝統的建造物群保存地区の選定を視野に入れた歴史・地理・建築学の分野からの総合的な調査に着手するとともに、7棟の母屋を主体とした調査を実施しました。その内の1棟は、建築に係る史料が残されてお



三軒屋遺跡調査検討委員会視察

り、他の建物の建築年次を推定する指標となる建物であることが確認されました。これらの成果は境島村公民館で開催された説明会で、中間報告として公表しました。

(イ)文化財の保存

指定文化財 125 件、登録有形文化財 1 件に対して、所有者、管理者に「指定文化財活用管理謝礼金」を支出するとともに、防火についてのチェックシートを配布し、文化財保護意識の高揚に努めました。また、経年変化で傷んだ「新宿の変形板碑」「十二所古墳」等の説明板については取替えを行い、親しみやすい文化財を目指しました。

国指定史跡「女堀」については、かねてから公有地化を進めてまいりましたが、史跡指定区域内の未買収地すべてを買収し、公有地化しました。

平成 18 年度から 2 年次にわたって行われてきた県指定相川家茶室「觴華庵」の解体修理が完了し、文化財保護課で執ってきた修繕の監理、補助金の事務を終了しました。

県指定天然記念物の「連取のマツ」について
は樹勢維持を目的としてマツクイムシ防除剤を
注入しました。また、市指定重要文化財「旧森
村家住宅」の母屋鬼瓦、東側の外壁の一部を改
修しました。

文化財の指定は、先人の知恵・技、自然等を
地域の文化財として保存していくか否かを、文
化財調査委員会に諮り答申を得て指定を行って
います。平成 19 年度は、信仰の様相が知られ
国内でも最大級と考えられる「石山観音の大鰐
口」と伊勢崎藩の郷学などで教科書として使用
した「小学の版本」の 2 件について諮問し、「
石山観音の大鰐口」については、上記の理由か
ら指定相当の答申を得て市指定重要文化財に指
定し、「小学の版本」については翌年度の課題としました。

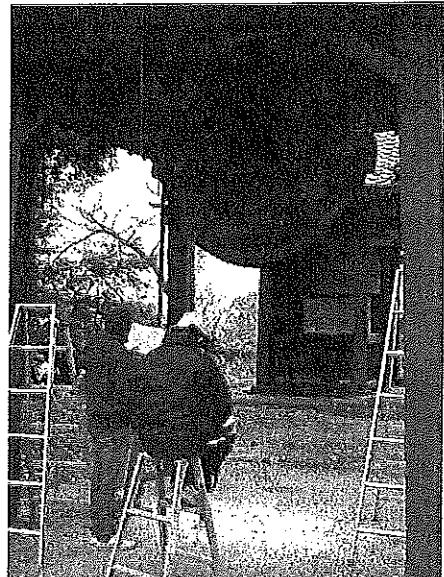
(ウ)文化財の活用

殖蓮小学校体育館改築に伴う発掘調査で発見された「八角形倉庫跡」は、奈良から平安時代の佐位郡の正倉と確認され、この「三軒屋遺跡」をテーマとしたシンポジウムを開催するとともに、地元にはパンフレットを配布し、遺跡の意義について理解を得ることに努めました。

養蚕が盛んであった時代の蚕種農家である、国の登録有形文化財「小茂田家住宅」の一般公開を 12 月に実施し、115 人の来場がありました。

小学生の機織体験教室は「絣の会」会員の指導で実施され、昨年度に比べ 1 校増の 18 校、児童は 38 人増の 1,668 人がテーブルコースター織りを体験しました。

旧森村家住宅の管理は旧森村家住宅協力会に管理委託し、毎月第 1、3 日曜日に開



石山観音の大鰐口

館しています。公民館サークルの「きり絵展」、宮郷第二小学校児童の描いた旧森村家住宅「絵画展」、フランスの版画家「スタンラン展」、「十五夜の集い」が、協力会の主催により開催されました。平成19年度の年間開館日数は24日、特別行事と開館日の減少もあって、来館者は昨年度に比較して504人減の1,615人でした。

市民一人一人が気軽に文化財に親しめるようポケット版「伊勢崎市文化財ハンドブック」を作成するとともに、発掘調査を実施した遺跡の調査報告書を作成しました。

赤堀歴史民俗資料館

資料館の業務には展示と教育普及活動があります。

展示活動は常設と企画の二つで、企画展では現物展示と写真を主体としたパネル展示を実施しています。現物展示では「毒島城調査報告展」「家電流行生活—昭和30年代の暮らしと遊び」「肥前名護屋城図絵、唐津城図絵屏風展」「いせさきを掘る—平成18年度発掘調査から」「おひなさま」を、またパネル展では、「古代と近代の水田」等を開催しました。

当館の年間開館日数は301日、入館者は4,237人でした。企画展の延べ開催日数は180日、入館者は2,326人であり、入館者数で見る限り企画展の果たす役割が大きい。

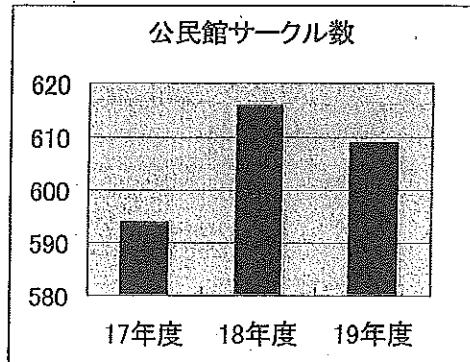
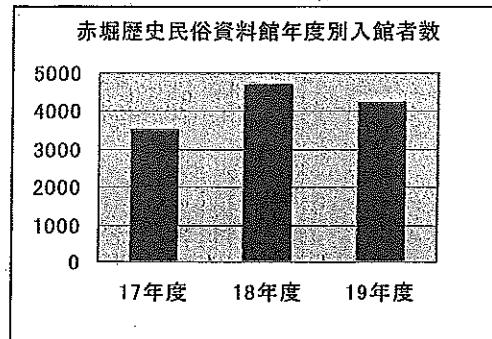
教育普及活動では、小中学校の学習支援のため展示の解説を行い、体験学習貸出し用の「むかしのくらしきット」を整えました。また夏休み期間中には「まが玉づくり」を行い、129人の参加を得ました。

また、6回にわたる「歴史文化講座」も開催しました。

イ 公民館文化事業の充実

文化活動は学習としての意義があるだけでなく、人々の生活を豊かに生きがいを持ち、活動を通して人との新たな交流を生みだし、地域社会の活性化にもつながり、生涯学習活動を進める上で大きな役割を果たしています。

公民館では、文化活動促進事業をはじめ、高齢者学級、子どもクラブ等様々な事業の中に地域の歴史や文化について知る機会を設け、地域への关心と理解を深めるための学習を推進しました。併せて市民の自発的学習に役立つ市民教養講座の開催や地域の文化活動を地域住民へ情報提供するための公民館だよりの発行などを行っています。また、公民館を利用する多くのサークルの活動は文化活動そのものであり、参加者の多くは公民館合同作品展や各行政区で開催



されている住民作品展、発表会へ積極的に参加し、「ふれあい・語り合い・学びあい」を通して文化の振興と生きがいづくりを推進し、地域文化の創造の一翼を担いました。

(3) 今後の課題と取り組み

三軒屋遺跡については、調査検討委員会を立ち上げ、国指定史跡に向けた調査をより確実なものとし、境島村地区養蚕農家群については、昨年度に引き続き調査を進め、また、指定文化財の保存事業に意を用いるなど、市民の心を豊かにし文化財に親しめる行政を目指します。

郷土の歴史及び民俗に関する市民の理解を深めるうえで、赤堀歴史民俗資料館の役割は大きいものがあります。平成20年度は資料館報の充実を図り、過去に1年の折り目・節目に行われ、今は簡素化されたり行われなくなった民俗行事等を「ミニ展示」としてリレー展示するとともに、幼稚園児から小中学生を対象とした教育普及活動も進めていきます。

地域文化の振興のために公民館が果たす役割は、地域文化に触れる機会や活動に参加する機会を設けるなど、人々の活動を支援していくものです。地域に伝わる伝統文化の保存継承などには地域住民の自発的な活動が必要ですが、後継者や指導者不足が問われている中で、それら活動の支援として関係団体と連携した公民館事業の推進を目指します。

また、公民館利用サークル活動の成果を一堂に集め公開する合同作品展を開催することで、広く市民に公民館活動の認識を深めてもらい、それを通じて公民館活動の活性化を図ります。

5 健康・安全教育と食育の充実

(1) 平成19年度の重点施策

生涯を通じて、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎づくりとして、健全でたくましい心身を育てる健康教育、安全に生活するための基本的な知識や判断力等を育てる安全教育を推進することを重点施策としました。また、栄養の知識や正しい食事のあり方にについて学ぶ食育を充実するとともに、児童生徒の体力向上に取り組み、公民館におけるスポーツ、健康講座を開催することも施策に掲げました。

(2) 平成19年度重点事業の点検評価

ア 健康教育

(ア)発達段階に応じた性教育、薬物防止等にかかる指導の充実

発達段階に応じた内容で継続的に指導を進めること、「体育」「保健体育」「道徳」「特別活動」等に、性や薬物防止にかかる指導内容を位置付けた「学校保健計画」を作成するよう各学校に指導しました。これを受けた各学校では、各学校の実態に応じた「学校保健計画」が作成され、全校で性や薬物防止等にかかる指導が実施されました。以下はその一例です。

【性・薬物防止等にかかる指導内容一覧（例）】

	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校
性	(学活) ・たいせつなからだ ・わたしのたんじょう (生活) ・じぶんものがたり (道徳) ・ハムスターの赤ちゃん	(体育) ・けんこうな生活 ・育ちゆく体とわたし *第二次性徵 (道徳) ・友だちとなかよく	(学活) ・エイズについて考える ・異性の友だち (道徳) ・かけがえのない命 (理科) ・魚や人のたんじょう	(体育) ・生殖にかかる機能の成熟 ・エイズおよび性感染症の予防 (学活) ・性情報への対応 (道徳) ・健全な異性観
共通		(学活) ・情報とわたしたち	(体育) ・病気の予防 *エイズ、たばこ・アルコール・薬物の害	
薬物			○防煙教室 ○薬物乱用防止教室	(体育) ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ○防煙教室 ○薬物乱用防止教室

※ 防煙教室、薬物乱用防止教室は学校行事や学級活動、総合的な学習の時間扱いで実施されています。

性教育では学校医や助産師、薬物防止等にかかる指導では警察関係者・学校薬剤師・保健福祉事務所などの外部の専門家を講師とした出前講座や防煙教室・薬物乱用防止教室の活用を促し、より充実したものになるようにしています。中学校における薬物乱用防止教室の実施率は100%です。

(イ)健康診断や事後指導を通しての児童生徒の健康管理の徹底

各学校園では、児童生徒の健康状態を把握し、発育・発達や疾病異常に關する現状や問題点を明らかにし、継続的な保健管理や健康相談・健康教育等を通して、個人及

び集団の健康の保持増進を図るために、健康診断や事後指導が実施されています。

定期健康診断の受検率は、不登校等で受検できなかった児童生徒を除いて100%です。事後指導では健康診断の結果を受け、個別の管理においては二次検診（精密）や治療を勧め、状況に応じて学校医や主治医・保護者と連携を図り、学習や生活上の規正、学習環境の改善や配慮等の確認がされています。集団の健康の保持増進においては、必要に応じて教育活動の見直しや学校保健委員会で健康課題への対応について検討されました。

これらの結果を集約、確認し、必要により学校に指導を行い、児童生徒の健康管理の徹底を図りました。

イ 安全教育

(ア)自動体外式除細動器（AED）の配備

学校園内における幼児児童生徒の突然の心停止の際に救命措置を行うことができるよう、自動体外式除細動器（AED）を市内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、合計47校園に、3か年計画で配備中です。

平成19年度は中学校11校、市立高等学校1校、特別支援学校1校に配備しました。

(イ)救命技能有資格者の拡大

市内各学校園に設置中の自動体外式除細動器（AED）を教職員が緊急時に円滑に操作できるようにするために、消防署署員を講師とした「普通救命講習会」を順次受講しています。

AED講習会修了証の取得率100%を目指して、各学校園単位で講習会を開催するとともに、市教育委員会で年間に12回の講習会を開催しました。

【AEDの配備計画】

平成19年度	中学校 11 校 市立高等学校 1 校 特別支援学校 1 校
平成20年度	小学校 24 校
平成21年度	幼稚園 10 園

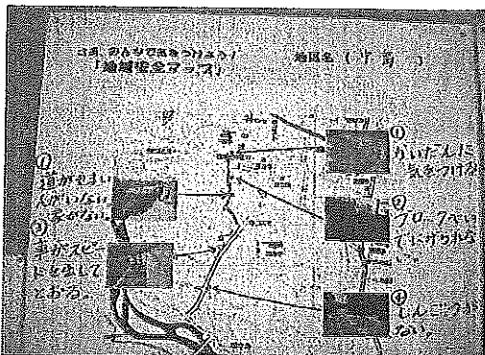
【平成19年度AED講習会修了証の取得状況】

学校種	取得者数／教職員数	取得率
中学校 11 校		
市立高等学校 1 校	456 / 470	97%
特別支援学校 1 校		
小学校 24 校	349 / 680	51%
幼稚園 10 園	38 / 53	71%

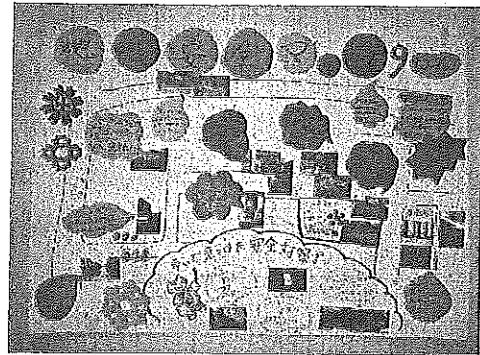
(ウ)通学路安全マップの作成

小学校や中学校では、毎年度当初に教職員と保護者が協力して、通学路上の危険箇所点検を実施しています。

【地域安全マップ（例1）】



【地域安全マップ（例2）】



通学路上における交通安全及び防犯上の危険箇所については、施設設備的な改善を図るとともに、児童生徒が、「この交差点では必ず一時停止する」「ここはできるだけ一人で歩かない」等の要注意箇所として、認識する必要があります。そこで、各学校では児童生徒または教職員が「通学路安全マップ」を作成し、児童生徒が危険予知能力・危険回避能力を身に付けられるようにしています。

なお、通学路上の危険箇所については、各中学校区単位で情報交換の機会をもち、幼稚園・伊勢崎養護学校・市立伊勢崎高等学校の教職員も共有できるようにしています。

(エ)災害時、緊急時等における対応訓練の充実

市内の各学校園においては、学校独自の「危険管理マニュアル」を作成し、子どもの安全確保のために、日常及び緊急時に対応できるよう、対応の手順や教職員の具体的な役割分担、校内や関係機関等への連絡体制等を定めています。

また、このマニュアルに則り、火災や地震の発生及び不審者の侵入等に備えて、各学期に一回程度の避難訓練や不審者対応訓練等を実施しています。

危機管理マニュアルの作成率及び避難訓練等の実施率は、100%です。



【不審者侵入対応訓練】

ウ 食育

(ア)実態調査に基づいた望ましい食生活の育成

平成18年度に市内小中学校を対象に実施した「朝ごはんに関するアンケート」の結果を受け、「いせさき早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト」により望ましい食生活の育成に市全体で取り組んでいます。

具体的には、生活記録カードを活用した基本的生活習慣の点検や見直しの取り組み、毎月19日の「家族でいただきますの日」を食育の日とした取り組み、保健主事や養護教諭が中心となり作成した指導資料集や食品カード等の教材を活用した指導など、各校の実態に応じた取り組みがされました。

また、家庭への啓発資料作成や保護者会での話題提供等、家庭と連携した取り組みもされました。

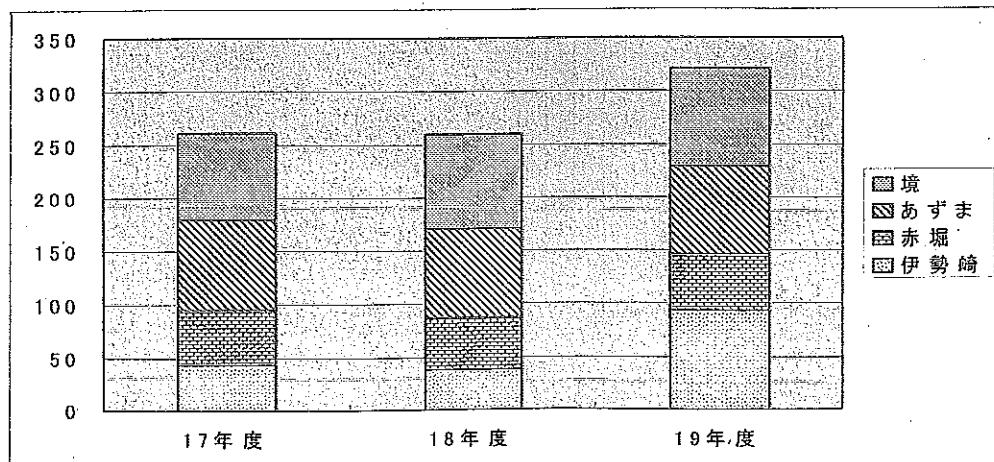
【いせさき早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト】



(イ)学校栄養士による食に関する指導の充実

学校教育の一環として行われている学校給食に関し、成長過程にある児童生徒が食生活の正しい理解と望ましい食習慣を身に付けるとともに、自らの健康管理ができる児童生徒を育てるために、学校栄養士による食に関する指導を実施しました。

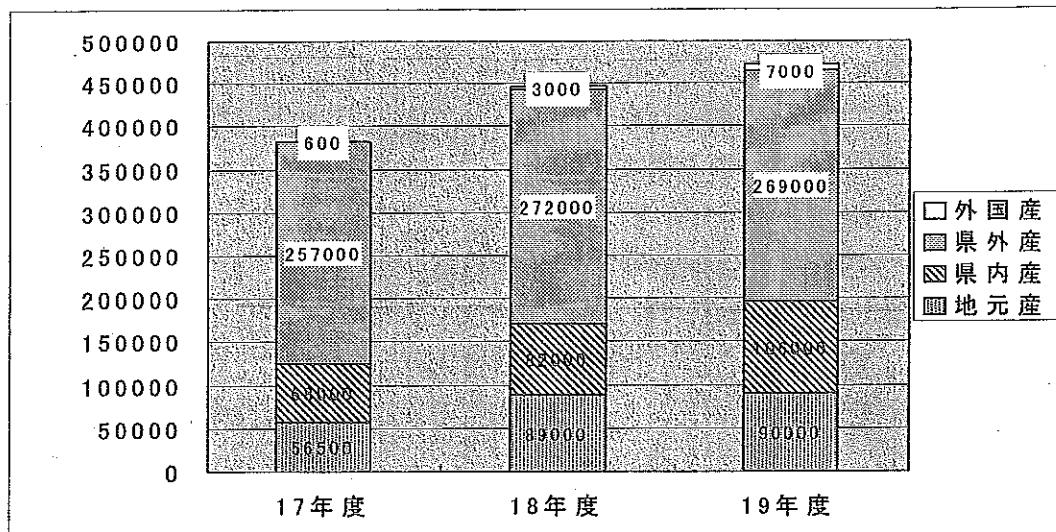
【昼食時に学校栄養士が学校(クラス)訪問をした回数】



(ウ)地場産農作物を活用した給食の提供

安心・安全が叫ばれる中、生産者の顔が見える地場産農産物が見直され、とりわけ大量に消費する学校給食においての地場産野菜の利用拡大を実施しました。平成19年度地場産野菜の使用割合は19.1%でした。

【野菜の使用量（単位kg）】



エ 公民館におけるスポーツ・健康講座の開催

公民館は、地域住民のニーズに応え、各種学級講座を通して住民の交流の場としての役割が求められており、あらゆる年代に沿った事業を開催しています。

特に、スポーツ・健康保持学習は、住民の日常生活の基礎として多様な活動が望まれていることから、平成19年度は公民館事業のスポーツ教室として軽スポーツ教室やインディアカ教室等15講座（65回 2,132人）、健康教室としてインド式ヨガや正しい姿勢の歩き方等12講座（41回 694人）を実施し、住民のスポーツ活動や健康保持に対する取り組みを支援しました。

(3) 今後の課題と取り組み

ア 学校保健

引き続き、基本的生活習慣の確立を目指して、「いせさき早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト」を推進します。具体的には、平成18年度に実施した「朝ごはんに関するアンケート」を再度実施して、その後の実態の変容や課題を把握するとともに、生活記録カードの活用や食育教材を活用した食に関する指導の充実を図ります。

また、平成20年度は、小学校へのAEDの配備と救命技能有資格者の拡大を図ります。

イ 学校給食

近年の食生活の多様化から、児童・生徒の中にも、肥満や生活習慣病が増加してい

ます。このことから、食習慣の大切さを正しく理解し、自ら健康管理ができるようになるための食育指導が重要と考え、学校栄養士による学校訪問を充実していきます。

また、社会状況の中で、特に食材に関する安全性が求められていることから、JAや生産者団体との連携を図り、安心・安全な地元産食材の利用拡大を進めていきます。

ウ 公民館におけるスポーツ・健康講座

住民一人一人が健康に关心を持ち、自分の健康は自分で守る等の健康志向を高めていく中で、地域でのスポーツ人口は今後益々増えていくことから、住民のスポーツに対する様々なニーズが求められてきます。公民館は、高齢者筋力トレーニング教室や、生活習慣予防教室、健康太極拳教室やAED講習会を開催するなど、住民が気軽にスポーツ・健康保持活動に親しむ機会の場を提供していきます。

また、地域のスポーツ環境の整備を図るためにも、指導者の養成や育成が不可欠なものとなりますので、各種スポーツ団体や関係機関と連携を図り、より住民のニーズに沿った事業を実施し、更なるスポーツ活動の拡大を目指します。

6 奉仕活動の充実

(1) 平成19年度の重点施策

地域の人々が学校支援ボランティアとして教育活動に協力したり、子どもが図書館ボランティアとして活躍したりするなど、市民の自主的な奉仕活動の機会を提供することを重点施策としました。このため、公民館等ではボランティア講座を開催し、小・中学校及び市立高校では児童生徒の奉仕体験学習を実施することを掲げました。

(2) 平成19年度重点事業の点検評価

ア 公民館「ボランティア養成講座」の開催（ボランティア機会の充実）

公民館では、地域住民がボランティア活動を行うための知識、技術を取得するために、地域のボランティア団体と連携を図り、ボランティア養成講座を8公民館で実施し、延べ1,041人が参加しました。

特色ある講座としては、新たな軽スポーツの指導者養成を目指した「ユニカール入門教室」(三郷公民館)、自ら知識、技術を発揮できる機会を提供しボランティア活動の楽しさを実感するための「おもちゃのドクター養成講座」(茂呂公民館)、障害者とのコミュニケーションをとるための手段として「歌で覚える手話教室」(宮郷公民館)などが開催され、地域におけるボランティア活動の育成と推進に努めました。

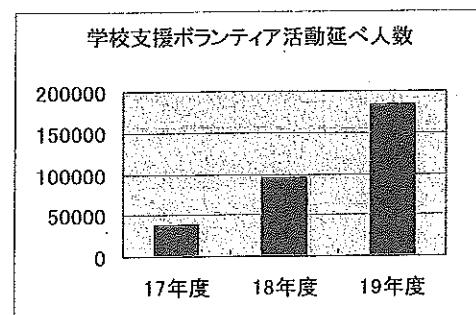
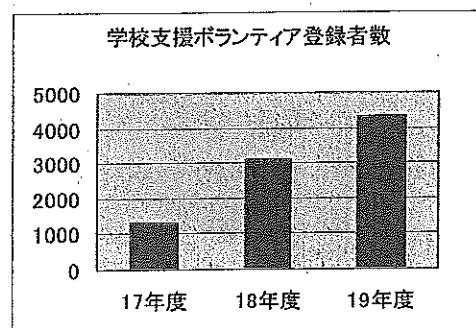
また、伊勢崎市読み聞かせボランティアネットワークと連携を図り開催した、「読み聞かせボランティア学習会」や「読み聞かせ・お話講座」に、延べ600人を超えるボランティアが参加し、読み聞かせを通じたボランティアの養成と人材確保に努めました。

イ 地域の学校いきいきプラン（学校支援ボランティアの充実）

「地域の学校いきいきプラン」は、保護者や地域の方々に「学校支援ボランティア」として、「学びづくり」「生活づくり」「仲間づくり」の視点から、学校の教育活動に関わっていただき、子どもたちの“いきいき”とした学びの機会を創り出し、各校の課題の解決を目指した取り組みを推進します。

学校支援ボランティアへの登録者数は、年々増加傾向にあり、平成19年度は、市内で4,330人の登録がありました（グラフ参照）。

また、学校支援ボランティアによる活動数は、延べ15万人以上の方々から学校の教育活動に力を貸していただきました（グラフ参照）。具体的な活動としては、授業以外での活動では、安全パトロールや読み聞かせ、クラブ活動などといった活動に協力していただ



きました。また、授業内での活動では、総合的な学習の時間などの体験活動などに協力していただきました。さらに、各学校では、ボランティアリーダーの育成が進み、ボランティアリーダーが学校と保護者や地域との橋渡しを積極的に行う学校も見られるようになってきました。こうした学校とボランティアが積極的に協働し合うことで、様々な面から子どもの学習・生活環境をサポートし、学力向上や豊かな心の育成などの成果にもつながりました。

(3) 今後の課題と取り組み

人々のボランティア活動に対する関心は高まり、その活動に対するニーズは多様化が予想されることから、様々な分野のボランティア活動に関する学習の機会を充実していく必要があります。このことから公民館では、従来より実施しているボランティア養成講座のみでなく、様々な学級、講座もボランティア活動に対応できる学習の機会の場と位置づけ、ボランティア活動に対する動機付けや、こうした活動を支えていく人材の育成に取り組んでいきます。

また、地域の生涯学習推進員と連携を図り、団塊の世代や地域の人材をボランティア活動の指導者として発掘活用していく「生涯学習支援ボランティアまなびい先生事業」を推進していきます。併せて、校内で読み聞かせを取り組んでいるボランティアや学校図書館ボランティア等と連携を図り、読み聞かせボランティア交流会や読み聞かせボランティア養成講座を開催することで、市内の読み聞かせボランティアのネットワーク拡充を目指します。

学校教育においては、学校、家庭、地域が一体となった教育活動を一層進めるために、ボランティアの教育活動を「学びづくり」「生活づくり」「仲間づくり」の観点から、ねらいを明確にするとともに、事前に指導計画を立て連絡調整を行うなど、学校とボランティアの連携・協力体制を強化します。また、学校支援センターやボランティアによる指導を学校としての指導体制や教育計画の中に組み込み組織的・継続的な教育活動が展開できるようにしていきます。

7 施設・設備の充実

(1) 平成19年度の重点施策

自ら学び、心豊かでたくましい「生きる力」を育む学校教育や生涯学習の推進のために、老朽化施設の改善、バリアフリー化や地域と連携した防犯・安全対策など、安心・安全な施設整備の充実に努め、耐震補強対策や地域防災拠点として必要な施設整備を図ることを重点施策としました。

(2) 平成19年度重点事業の点検評価

ア 北小学校の改築

(ア) 北小学校校舎改築事業の推進

北小学校は、明治6年6月9日に赤石学校として開校し、市内でも最も古い伝統のある小学校です。現在の校舎は、建て替えられてから46年が経ち老朽化したため、全面改築することにしました。また、建設にあたり、地域の教育的財産を生かした学校教育を行うとともに、地域交流センター「赤石楽舎」を併設し、子どもと大人が学ぶ学びの拠点として、新たな歴史を築くことを主眼としております。

新校舎は周囲の環境との調和を目指した二階建ての建物です。

平成19・20年度の2ヵ年継続事業であり、平成19年度分の出来形は70%完了しました。

建築面積 3,544.49 m²

延床面積 5,794.97 m²

階数 地上2階

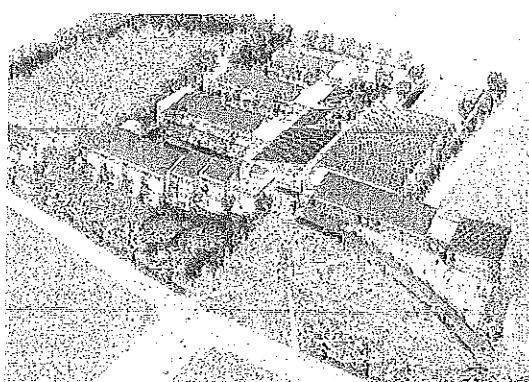
構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

工期 平成19年6月28日～平成21年2月27日

(イ) 赤石地区整備事業の推進

校舎の南東には、大正4年に建てられた市指定の重要文化財の旧時報鐘楼があり、この旧時報鐘楼を囲むようにたたずむ新たな施設が、地域交流センターの赤石楽舎です。「赤石」の名は、戦国期の伊勢崎の郷名に由来し、古くから郷土の人々に親しまれています。「歴史的・文化的財産が豊かなこの地で、大人も子どもも楽しく学ぶ新たな学び舎をつくりたい。」こんな願いから赤石楽舎は生まれました。楽舎も「学」ではなく、あえて「楽」を採用しています。

この赤石楽舎は、学校と地域の共用施設として利用できます。



北小学校完成予想図

平成19・20年度の2ヵ年継続事業であり、平成19年度分の出来形は85%完

了しました。

建築面積 2,181.59 m²

延床面積 2,862.60 m²

階数 地上 2 階

構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

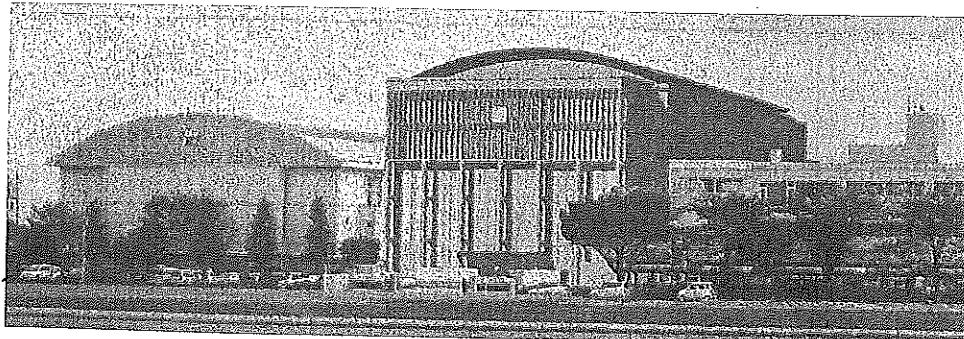
工期 平成 19 年 6 月 28 日～平成 21 年 2 月 27 日

イ 中等教育学校の整備

市立伊勢崎高等学校を中等教育学校に改編するため、高等学校に相当する後期課程用の施設・設備に加え、中学校に相当する前期課程用の施設整備を行ないます。現在の市立高校校舎を有効活用し、前期課程用として現校舎と体育館の間に校舎を建設します。

建設する校舎は、1 階のエントランスコートの広さを出来るだけ確保するために吹き抜け部分を設置し、圧迫感のない空間を確保します。また、2 階及び 3 階は教室棟を配置し、4 階については体育館を設置することにより、景観的にも中等教育学校施設としての魅力を兼ね備えた施設とします。さらに、前期課程生徒用の運動場については、現在の市立高校の西側隣接地に用地を取得し、運動場として整備する計画です。

平成 19 年度においては、校舎の基本設計・実施設計を行なうとともに、一部既存エントランスコートの解体工事等を実施しました。また、運動場整備については、予定地の不動産鑑定額に基づいて地権者と折衝を行い、承諾の同意を得ました。さらに、用地取得のため地権者及び市関係課による境界立会いを実施し、測量を行いました。なお、校舎建設工事は平成 20・21 年度の 2 カ年継続事業であり、運動場についても平成 21 年度までに整備する予定です。



設計委託

建築面積 前期課程校舎 1,477.45 m²

延床面積 前期課程校舎 5,211.78 m²

階数 地上 4 階

構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

設計工期 平成 19 年 8 月 2 日～平成 20 年 2 月 28 日

ウ 防犯カメラの設置

学校施設整備は、より良い教育環境の提供という市民生活に直接影響のある事業です。

児童・生徒等の安心・安全面から、不審者等の侵入や事故等の発生を未然に防止する安

全対策を進めるため、防犯カメラの設置を計画的に実施しています。平成19年度は小学校20校及び養護学校にカメラ2台、モニター1台、デジタルビデオレコーダー1台を各学校に設置しました。今後は、幼稚園10園、中学校11校に設置する必要があり、平成21年度までには全ての学校に設置予定です。

エ 学校教育施設・設備の整備

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、教育環境等の充実が必要とされています。施設・設備整備は、施設の老朽化に伴い改善箇所の調査・研究等を実施して、計画的に順次改善を進めています。平成19年度は「幼稚園遊戯室扇風機設置工事」、「赤堀小学校給水管改修工事」及び「第一中学校駐輪場新設工事」のほか、46件の施設改修工事を実施しました。今後も教育環境を整えるため、学校施設の改善を計画的に進めています。

(3) 今後の課題と取り組み

学校施設は、児童生徒たちが学習し、生活する場であることはもちろん、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つとともに、災害時には地域の人々の緊急避難場所としての役割をも果たすことから、耐震性能の向上等を計画的に整備していきます。

IV おわりに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う、今回の点検評価及び公表は、教育委員会が事前に立てた基本方針にそって具体的な教育行政が効果的に執行されているかどうかについて、自らが事後に点検評価し、その結果を公表することにより、地域住民に対する説明責任を果たし、その活動の充実を図ることを目的としています。

つきましては、本市教育委員会の取り組みに対する、市民の皆様のご意見をいただき、より一層教育行政を充実させていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、この点検評価における「学識経験を有する者の知見の活用」に際しましては、東京福祉大学教育学部長の森部英生教授よりご指導ご助言をいただきました。ここに深甚なる感謝を申し上げます。

平成21年2月

伊勢崎市教育委員会

ご意見等送付先 伊勢崎市教育委員会総務課
伊勢崎市今泉町2丁目410
〒372-8501

メールアドレス k-soumu@city.isesaki.lg.jp